

浜岡原子力発電所 1、2号機 廃止措置計画および 浜岡原子力発電所保安規定の変更認可について

2011年2月17日

当社は、原子炉等規制法^{※1}第43条の3の2第3項の規定に基づき、2010年12月27日に行った「浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画」(以下、「廃止措置計画」という。)の変更認可申請(2011年1月31日に変更箇所^{※2}の表現について補正申請を実施)について、2011年2月16日に経済産業大臣より認可を受けました。

また、廃止措置計画の変更内容を踏まえ、原子炉等規制法第37条第1項の規定に基づき、2011年1月31日に行った保安規定^{※2}の変更認可申請についても、2011年2月16日に経済産業大臣より認可を受けましたので、お知らせします。

当社は、今後も保安規定を遵守し、今回認可を受けた廃止措置計画に基づき、浜岡原子力発電所1、2号機の廃止措置を進めてまいります。

廃止措置計画の変更認可申請の概要は以下のとおりです。

- (1) 廃止措置対象施設内で3、4、5号機または廃止措置対象ではない共用設備に係る工事を実施する場合の責任分担等を明確に記載しました。
- (2) 解体工事準備期間中に管理区域内において廃止措置対象施設の設備・機器を他の原子炉施設または当該廃止措置対象施設で使用することを目的とした解体撤去に限り実施すること、および、この場合の確認事項を明確化しました。
- (3) 放射性液体廃棄物の処理に関する記載を変更しました。

※1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。

※2 保安規定は、正式には「原子炉施設保安規定」といい、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

以上